

## 介護職員初任者研修コースに関する規程

- ① 事業者の名称及び所在地  
学校法人帝京科学大学  
〒120-0045  
東京都足立区千住桜木2-2-1
- ② 研修事業の名称  
帝京福祉専門学校介護職員初任者研修コース（以下「本コース」という。）
- ③ 研修課程及び形式  
介護職員初任者研修課程（通学形式）
- ④ 研修事業の目的  
本コースは、介護職員初任者として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格の涵養に努め社会に貢献し得る介護職員初任者を育成することを目的とする。
- ⑤ 研修会場  
帝京福祉専門学校  
〒405-0018  
山梨県山梨市上神内川77番地3  
TEL 0553-22-6776
- ⑥ 研修カリキュラム  
別紙「研修カリキュラム表」参照
- ⑦ 科目免除の取扱い  
科目免除については、これを認めない。
- ⑧ 受講定員  
30名
- ⑨ 研修責任者の氏名  
長坂 健司

- ⑩ 講師氏名及び担当科目  
別紙「研修日程表」参照
- ⑪ 研修修了の認定方法  
修了の認定は、カリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められた者に対して行う。
- (1) 演習（実技評価）評価について  
「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」に関する実技試験を実施し評価する。
- (2) 修了評価について  
修了評価は筆記試験で行い、担当講師がその評価を行う。  
評価基準（100点満点とする）  
A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満  
理解度の高い順にA B C Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。
- (3) 評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講を行い、基準に達するまで再評価をおこなう。
- ⑫ 修了証明書の交付と再交付  
研修修了者に山梨県介護員養成研修指定基準様式1（介護職員初任者研修課程関係）「修了証明書」を交付するものとする。  
また、修了証明書の再発行については、山梨県介護員養成研修指定基準別添3「修了証明書再交付の取扱い」に準じ、参考1（介護職員初任者研修課程関係）「再交付修了証明書」を発行する。  
なお、再発行に係る経費は別途1,000円徴収する。
- ⑬ 研修実施期間  
別紙研修日程表のとおりとする。
- ⑭ 受講対象者  
介護職員初任者研修コースの受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。
- ⑮ 受講手続き（募集要項等）  
受講を志願する者は、受講申込み書類に受講検定料（1,000円）を添えて校長に提出しなければならない。

選考方法は面接とする。選考基準は本校規定による。

⑯ 使用教材

(1) 介護職員初任者研修テキスト1（介護のしごとの基礎）

中央法規出版(株) 2,600円税別

(2) 介護職員初任者研修テキスト2（自立に向けた介護の実際）

中央法規出版(株) 2,400円税別

なお、研修カリキュラムの都合上使用教材及び教材費が変更となることがある。

⑰ 補講の実施方法及び補講に係る経費の取扱い

やむを得ない事情により研修科目を欠席した場合、成績評価で知識・技術の習得が十分でないと評価された場合は、当該研修科目の補講を行うことが出来るものとする。ただし、補講に係る経費は別途1コマにつき8,000円受講者負担とする。

⑱ 受講料、教材費等及び返金等の取扱い

107,100円（テキスト代、学生保険、消費税を含む）

受講料、教材費等については選考結果通知後7日以内に入金する。

なお、退学、休学した場合は、受講料は返金しない。

⑲ 本人の確認及び個人情報の取扱い

受講申込み時に本人確認書類（健康保険証、運転免許証、住民票、パスポート、年金手帳のいずれか）の写しを持参し、事務が確認し保管する。

個人情報については、研修運営上知り得た受講者に係る個人情報は、厳重に保管し、使用に際しては適切に取り扱い、秘密保持については十分注意を図る。

⑳ 修了者名簿の管理

修了者名簿は、修了証明書の再交付等に対応できるよう整備し、永年保存する。

また、研修事業に関する書類（受講者の出席簿、研修日誌、修了評価に関する書類等）は研修終了後3年間保存する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。